

令和8年度「ねんきん定期便」(ハガキ)の見方(50歳以上の方)

[illegible]

i 2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			付加保険料 納付済月数	船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）					
月	月	月	月	月			
厚生年金保険（b）					月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計				
月	月	月	月				

j 3. 老齢年金の種類と見込額（年額）（60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
		(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
		(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円
公務員厚生年金期間		(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
		(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
		(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円
私学共済厚生年金期間		(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
		(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
		(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円	(経過的分割加算額) 円
(1) と (2) の合計		円	円	円

k

l

m お客様へのお知らせ

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。

※基礎年金の2分の1相当は国庫から負担されています。

n ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。



o

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、左記データ作成日から5カ月後の月末までです。

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、左記データ作成日から5カ月後の月末までです。

a 照会番号

- ・「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へお問い合わせいただく際に使用する番号を表示しています。
- ・共済記録をお持ちの方は、加入者番号を表示します。共済記録については、加入者番号により各共済組合にお問い合わせください。

b 老齢年金の見込額

- ・60歳未満の方は現在の年金加入制度に60歳まで継続して加入したと仮定して、65歳から受け取れる年金見込額を表示します。
- ・60歳以上65歳未満の方は「ねんきん定期便」の作成時点の年金加入実績に応じて、65歳から受け取れる年金見込額を表示します。
- ・65歳以上の方の「3. 老齢年金の種類と見込額（年額）」は、65歳時点の年金加入実績に基づき計算しています。
- ・受給資格期間を満たしていない方については、アスタリスク（*）で表示しています。

c 老齢年金の見込額（70歳・75歳まで遅らせた場合）

70歳まで遅らせた場合

- ・受給開始年齢を65歳から70歳まで遅らせた場合の老齢年金見込額を表示しています。
- ・年金額が「最大42%増」となるのは、受給開始時期を65歳から70歳まで遅らせた場合です。65歳を過ぎて受給権が発生する方は、これに該当しませんので、「70歳まで遅らせた場合」の年金見込額は表示しないこととしており、年金見込額のイメージ図には、アスタリスク（*）を表示しています。

75歳まで遅らせた場合

- ・受給開始年齢を65歳から75歳まで遅らせた場合の老齢年金見込額を表示しています。
- ・年金額が「最大84%増」となるのは、受給開始時期を65歳から75歳まで遅らせた場合です。65歳を過ぎて受給権が発生する方は、これに該当しませんので、「75歳まで遅らせた場合」の年金見込額は表示しないこととしており、年金見込額のイメージ図には、アスタリスク（*）を表示しています。

在職中の場合

- ・65歳以降で厚生年金保険の被保険者等である場合は、在職支給停止額※を差し引いた額が、繰下げによる増額の計算対象となります。
※老齢厚生年金の額と給与・賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有している場合

- ・65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害年金や遺族年金を受け取る権利があるときは、繰下げ受給の申出ができません。ただし、「障害基礎年金」または「旧国民年金法による障害年金」のみ受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出ができます。また、66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に、障害年金や遺族年金を受け取る権利を得た場合には、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。

d 国民年金（第1号・第3号）納付状況

以下の内容が表示されます。

表示	説 明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含まれます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。（または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。）
確認中	「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月の表示です。（表示している最終年度の最終月のみ表示されます。）
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全額免除	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半額免除	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半額未納	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3／4免除	国民年金保険料の納付が4分の3免除されていて、残りの4分の1の保険料を納めている月の表示です。
3／4未納	国民年金保険料の納付が4分の3免除されていて、残りの4分の1の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1／4免除	国民年金保険料の納付が4分の1免除されていて、残りの4分の3の保険料を納めている月の表示です。
1／4未納	国民年金保険料の納付が4分の1免除されていて、残りの4分の3の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特	学生納付特例制度の適用を受けている月の表示です。
猶予	納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
産前産後	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。

e 加入区分

- ・加入区分は加入制度をカッコ書きで表示しています。
（厚年）：厚生年金保険、（基金）：厚生年金基金、（船保）：船員保険、
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）、（私学）：私立学校教職員共済制度

加入区分が（厚年）、（基金）または（船保）の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を表示しています。

加入区分が（公共）の場合

- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。ただし、公立学校共済組合の加入期間は、みなし措置後の標準報酬月額（みなし標準報酬月額）を基に計算しています。

加入区分が（私学）の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

f 標準報酬月額・標準賞与額・保険料納付額

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

以下、民間の会社にお勤めされている場合を例に、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

標準報酬月額（千円）

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は65万円、下限（最低額）は8万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。
- ・年金額を計算する際の基になる標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に再評価率を乗じた額となります。
＜参考①＞ 標準報酬月額を決定する時期
標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、以降は以下に示す時期の報酬を基に、毎年改定します。

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。
- ＜参考②＞ 標準報酬月額の決定の基となる報酬
- 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- 報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めませんが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

標準賞与額（千円）

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています。
- ・総報酬制の導入により、平成15年4月以降の賞与は年金額の計算の基礎となり、標準賞与額は、その記録を表示しています。

保険料納付額

- ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。これらは、厚生年金保険給付や、被用者も含めて給付される基礎年金の原資に充てられています。
※被保険者の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げています。

g【公的年金シミュレーター二次元コード】

- ・この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト(公的年金シミュレーター)で年金見込額の簡易試算ができます。(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp)

h 1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）

以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、4分の3免除および4分の1免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）

- ・加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じた被保険者負担額のみを表示しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半することとされており、被保険者負担分のほか、事業主も別途同額を負担しています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。これらは、厚生年金保険給付や、被用者も含めて給付される基礎年金の原資に充てられています。
※被保険者の「保険料納付額」は、被保険者が短時間労働者で、保険料調整制度により負担が軽減されている場合、その負担が軽減される前の額が記載されています。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げています。

一般厚生年金期間

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いています。

公務員厚生年金期間

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。ただし、公立学校共済組合の加入期間は、みなし措置後の標準報酬月額（みなし標準報酬月額）を基に計算しています。

私学共済厚生年金期間

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

i 2. これまでの年金加入期間

国民年金(a) 第1号被保険者

- ・保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
- ・保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

国民年金(a) 第3号被保険者

- ・第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

合算対象期間等（d）

- ・「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、以下の合算対象期間の月数を表示しています。
 - ・任意加入未納月数・・・国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間の月数。
 - ・特定期間月数・・・国民年金の切替の届出（3号から1号）が遅れたことにより、時効によって保険料を納めることができなくなった期間のうち、「特定期間該当届」をご提出いただいている期間の月数（昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限る）。

付加保険料納付済月数

- ・「付加保険料」の納付済月数を表示しています。

j 3. 老齢年金の種類と見込額（年額）

- ・60歳未満の方は現在の年金加入制度に60歳まで継続して加入したと仮定して、65歳から受け取れる年金見込額を表示します。
- ・60歳以上65歳未満の方は「ねんきん定期便」の作成時点の年金加入実績に応じて、65歳から受け取れる年金見込額を表示します。
- ・65歳以上の方の「3. 老齢年金の種類と見込額（年額）」は、65歳時点の年金加入実績に基づき計算しています。
- ・受給資格期間を満たしていない方については、アスタリスク（*）で表示しています。

「3. 老齢年金の種類と見込額（年額）」が表示されていない方へ

次のことなどが考えられます。年金事務所や街角の年金相談センターにお問い合わせください。

- ・「ねんきん定期便」に表示している受給資格期間の月数が120月に満たない。
- ・旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合または旧農林共済組合の加入期間が240月以上ある。
- ・同月内で重複している年金加入記録がある。

k （1）基礎年金

- ・老齢基礎年金の見込額は、国民年金の第1号被保険者期間（未納月数を除く）、第3号被保険者期間および厚生年金保険・船員保険の被保険者期間の月数を基に、本来の受給開始年齢である65歳で計算しています。なお、老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。
- ・基礎年金の2分の1相当は国庫から負担されています。

l （2）厚生年金

- ・老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が120月以上ある場合は、当分の間、60歳から64歳までの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。
※特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、お客様の生年月日によって異なります。
- ・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬が分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。
- ・厚生年金基金から支給される額（厚生年金基金の代行部分）も含めたと仮定して算出しています。
- ・厚生年金基金から支給される額については、各厚生年金基金にお問い合わせください。

定額部分と報酬比例部分

- ・60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっています。
- ・「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。
- ・老齢厚生年金の額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額に応じて決まるほか、従前額保障や経過的加算の対象となる場合があります。

50歳以上の方については、現在加入している年金制度に、60歳まで同じ条件で加入し続けたものと仮定して算出した老齢年金の額（見込額）を表示しています。老齢厚生年金の額については、上記の従前額保障及び経過的加算を反映しています。

経過的職域加算額（共済年金）

- ・被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっていました。
この加算額を「職域加算部分」といいます。
- ・被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成27年9月以前）については、別途、「経過的職域加算額（共済年金）」として、各共済組合等から支給されます。

経過的加算部分

- ・上記のとおり、「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。ただし、当分の間は、老齢基礎年金の金額より「定額部分」の金額の方が多いため、65歳以降の老齢厚生年金には「定額部分」から老齢基礎年金を引いた金額が加算されます。この加算額を「経過的加算」といいます。

m お客様へのお知らせ

- ・お客様の状況に応じた年金に関する情報を個別に表示します。

n お客様のアクセスキー

- ・「ねんきんネット」のユーザIDを取得する際に使用する17桁の番号です。この番号を使用してユーザID発行申込みをしていただくと、即時にユーザIDが取得できます。

o 音声コード

- ・「ねんきん定期便」には、ご自身の年金加入記録に関する情報を収録した音声コードを印刷してあります。
- ・この音声コードの内容は、専用読み取り装置、携帯電話、スマートフォンで読み取ることによって、ご自身の年金加入記録を音声で聞くことができます。